

## 大田スタジアムにおけるスポーツ以外の利用基準の制定について

大田スタジアムは、令和元年7月のリニューアルオープンに合わせて昇降式マウンドを設置し、グラウンドをフラットにして、スポーツ以外で利用することが可能となった。しかし、利用方法における具体的なルールが無かったため、スポーツ以外の利用基準を制定する。

### 1 利用基準設定の目的

大田スタジアムを興行等のスポーツ以外で利用する場合における原状回復や周辺施設（臨海斎場・大井競馬場）への配慮などに関して必要事項を定める。

### 2 スポーツ以外の想定例

- (1) ライブ・コンサート等の興行
- (2) テレビ・CM等の撮影

### 3 制定する利用基準内容

主な利用基準	内 容	備 考
(1) 利用方法の確認	・利用申請時に計画書 ・図面等の提出	
(2) グラウンド内での禁止行為	・火気（花火を含む）の使用 ・大量の水の使用 ・回収が困難な物の散布 ・飲食	
(3) 昇降式マウンド	・昇降式マウンドを下降して使用する場合は、スタジアム事務所と十分に調整すること	
(4) グラウンド内へ設置する工作物	・人工芝への養生等の配慮 ・昇降式マウンド上への原則工作物設置の禁止	
(5) 発生させる音	・周辺施設への騒音レベルが環境基本法に定める環境基準を超えないこと ・周辺施設への興行開催の事前周知	・観客席最上段で85デシベル以下

### 4 その他

- (1) スポーツ以外の利用時期：年間通して利用可能。ただし現実的には土日祝日の利用率が比較的低い 11月から2月までが中心
- (2) 興行利用での優先予約：原則不可。ただし昇降式マウンドを下降してグラウンドをフラットにさせて利用するような大規模な催物等の場合は1年前から申込可能
- (3) 施設の利用料金：スポーツ利用の5倍に相当する額